



戸籍証明書の広域交付におけるシステムの不具合について

戸籍証明書の広域交付（令和6年3月1日運用開始）について現在、運用開始に向けた準備を進めていますが、呉市の戸籍システムに不具合が生じており、呉市を本籍地とする戸籍証明書の一部が、他市区町村窓口において取得できなくなる可能性が発生しています。

現在、不具合解消に向けて作業を行っておりますが、状況によっては、明日以降、広域交付の一部サービスが提供出来なくなる恐れがありますので資料提供します。

※戸籍の広域交付とは

令和6年3月1日から始まる新たな制度で、国が構築した戸籍連携システムを利用して、本籍地以外の窓口でも自身の戸籍証明書の交付が受けられるものです。

1 システム不具合の原因等

・今回、呉市の戸籍システムの不具合により、他市区町村で呉市の戸籍証明書の一部が交付出来ない可能性があるものです。

なお、不具合が継続した場合、運用開始予定日である3月1日に他市区町村窓口で呉市の戸籍証明書の一部が交付できなくなります。

【交付できない可能性のある戸籍証明書】

呉市を本籍地とする次の証明書

- ・除籍謄本
- ・改製原戸籍

※現在の戸籍謄本の交付は可能

2 現状及び今後の予定

・現在、不具合の解消に向けて対応していますが、作業に要する時間は3月1日早朝まで掛かる見込みです。

・不具合が解消した場合、予定どおり3月1日から広域交付は可能です。不具合が解消されない場合、広域交付の一部サービス（他市区町村窓口における呉市の戸籍証明書の交付）開始が同月4日以降になる恐れがあります。